

令和5年度

空き家解体補助金

参考資料①

ずっと住んでいない家を解体したい!

解体工事費の
1/2補助

解体補助金は

最大

500

万円

【対象者】

- ①町内に1年以上の空き家を所有している方
- ※共有名義の場合は、共有者から解体の同意を得る必要があります。



【補助要件】

- ①個人所有で権利は所有権のみであること。
- ②昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたもの。ただし、耐震改修工事がなされた空き家は除く。

【必要書類(一部抜粋)】

- ①登記事項証明書
- ②空き家等であることがわかる次のいずれかの書類
・電気、水道またはガスの使用中止日が確認できる書類、その他空き家等であることが容易に認められる書類

申請はいつから?

空き家解体補助金は、5月中旬に申し込みを開始します。詳細は「広報にのみや5月号」もしくは町ホームページをご確認ください。
なお、必要書類には準備に時間を要する書類もあるため、早めの準備をお願いします。また必要書類に不備がある場合は、申し込みができませんので、事前に書類チェックを受けることをおすすめします。

町ホームページで
【ID:1386】を検索すると過去の案内が確認できます。



[お問合せ] 二宮町都市整備課計画指導班(☎0463-71-5956)

令和5年度 二宮町空き家バンク

買い手・借り手が見つからないオーナー様へ

空き家バンクは

登録手数料
情報発信料

0

円

バンク登録して、
情報発信しませんか？

【こんな方におすすめ】

- ①不動産会社と仲介契約をしたが、まだ買い手・借り手が見つからない。
- ②さまざまな媒体を使って情報を発信したい。



【登録のメリット】

- ①登録手数料・情報発信料は一切かかりません。
- ②空き家の購入・賃貸を検討している方へ町が直接お知らせします。
- ③二宮町に移住を検討されている多くの方の目に留まります。

【登録方法】

- 登録は簡単！申込書を提出して掲載ページを確認するだけ！
- ①空き家バンク登録台帳登録申込書を提出
 - ②町で掲載ページを作成
 - ③掲載ページの内容確認
 - ④町ホームページに公開

空き家バンクとは？

空き家バンクとは、皆さんが所有している空き家を購入または賃貸したい方に向けて、情報発信のお手伝いをする制度のことです。
空き家バンクに登録することで、二宮町ホームページを介して空き家情報を発信することができます。
「売却したいが、不動産会社がわからない」方もご相談ください。空き家バンク制度を利用して不動産会社をご紹介します。

空き家バンクを詳しく知りたい方は、町ホームページで【ID:148】を検索



[お問合せ] 二宮町都市整備課計画指導班(☎0463-71-5956)